

愛媛県土地家屋調査士会 事務局職員給与退職金各種手当等支給規程

第 1 章 給 与

第1条 職員の給与は職員採用の際本人の学歴、経験、技能等を勘案して各人ごとに会長、副会長協議の上決定する。

2. 基本給は、別表1の通りとする。

第2条 職員の給与は当月分を20日に支給する。当日休日のときは休日並びに祝祭日を除く前日に支給する。

第3条 職員の新任又は退任のときの給与は日割計算で支給する。

第4条 病欠1ヶ月を超えるときは休暇とし休職者の給料は平均月額 $\frac{2}{3}$ 額として3ヶ月間支給し爾後自然退職とする。

第5条 昇給は予算の範囲で毎年1回又は2回技能、勤務成績良好のものについて理事会の承認を得て行う。

第6条 職員に給料の他次の手当を支給する。

① 通勤手当 公共交通機関を利用する者に対しては、定期券購入費に相当する金額を支給する。ただし、月額3万円以内とする。自家用自動車等を使用して通勤する者に対しては、通勤距離(片道)に応じて下記の金額を支給する。

片道 2km以上10km未満 10,000 円以上 20,000 円以内

片道 10km以上 30,000 円以内

② 休日勤務手当 1日につき基本給月額 $\frac{20}{100}$ の1.35

但し、上記金額を辞退して代休を受けとることが出来る。

③ 時間外勤務手当 1時間につき基本給額 $\frac{150}{100}$ の1.25

④ 交通費・出張手当 第8条の規定による。

第7条 前期賞与は給料の概ね1ヶ月分、後期賞与は給料の概ね2ヶ月分とする。

2. 前期賞与の支給対象期間は1月から6月までとし、後期賞与の内 $\frac{2}{3}$ の支給対象期間は7月から12月まで、又残り $\frac{1}{3}$ の支給対象期間は1月から12月までとする。

3. 賞与支給対象期間を全期勤務した者には全額を、その他の者には勤務期間の月割りにて支給する。但し、勤務成績により減額または増額することが出来るものとする。

第8条 職員の出張については次の区分により、交通費・出張手当を支給する。

往復及び所要時間	鉄 道 航空機	水 路	陸 路 (自家用車含)	支 給 額
4 時間以内	50km 未満	25km 未満	25km 未満	交通費 実費額 出張手当 1,000円

4時間を越えるとき	50km以上	25km以上	25km以上	交通費 実費額 出張手当 3,000円
宿泊を要するとき				交通費 実費額 出張手当 5,000円 宿泊料 8,000円

① 長距離(片道20キロ以上)のタクシー利用は認めない。

② 宿泊を要するときの出張手当は実滞在日数、宿泊料は実泊数による。

2. 出張につき特別の事情があるときは、会長は各部長と協議の上、この規定に依ることなく交通費・出張手当を支給することができる。

3. 本規程における出張とは、会長の命により会務や研修等のため合同会館以外の場所に出向く場合をいう。ただし、法務局・銀行・郵便局その他日常業務上必要な施設への一時的な所用外出は含まない。

第 2 章 退 職 金

第9条 職員が退職するときは退職時の月給給料に基づき次の通り退職金を支給する。

勤続年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
支給額	0.9月分	1.3	2	2.9	3.8	4.8	5.8	7.0	8.2	9.5

但し、勤続1年未満で退職した者には支給しない。

但し、10年以上は1年を越えるごとに1.0ヶ月分を加える。勤続期間の算定については6ヶ月未満は切捨て6ヶ月以上は切上げる。

第10条 事務局規則第5条第1号の規定に該当した者に対しては前条退職金は支給しない。

第11条 在職中に死亡したときは第9条により算出した額の退職金を遺族に対して支給する。

第12条 この規定の改廃は理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規定は、昭和46年5月17日から施行する。

附 則

この規定改正は、昭和55年5月1日から施行する。

附 則

この規定改正は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則

この規定改正は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この規定改正は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この規定改正は、平成15年3月8日から施行する。

附 則

この規定改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規定改正は、平成18年4月1日から施行する。